農地等手づくり復旧支援事業(県単)

目 的

令和6年能登半島地震により被災した国の支援制度の対象とならない農地・農業用施設の復旧に対し、農家等による自力復旧に係る経費を支援し、営農再開を促す。

事業内容

1. メニュー

農家等による直営施工により次の工事を行うもの

- (1) 本復旧工事 従前の効用や機能を回復する工事
- (2) 仮復旧工事 被害の拡大防止のために緊急的に必要な工事
- 2. 対象施設

令和6年能登半島地震により被災した農地及び農業用施設であって、次に該当するもの(復旧工事完了であっても、遡って補助することは可能)

(1) 農地

田、畑、果樹園、飼料作物栽培地、採草地等(耕作放棄地は除く)

- (2)農業用施設
 - ①かんがい排水施設(用排水路、頭首工、ため池、揚水機等)
 - ②有効幅員 1.2m 以上の農業用道路(橋梁、索道含む)
 - ③農地又は農作物の災害防止施設(堤防、階段工、承水路等)
- 3. 支援経費

材料費、機械リース料、オペレータ賃料、外注費、燃料費、出役労務費等

- 4. 補助率 県 3/4、町 1/4 (交付額上限 40万円以内/箇所)
- 5. 事業主体 町、土地改良区、町会、生産組合、多面的の活動組織、農業者など

実施要件

- (1) 国の災害復旧事業や多面的機能支払交付金等の復旧支援の対象外となった、 災害復旧であること
- (2) 営農再開が見込まれる農地とその農業用施設の災害復旧であること
- (3) 直営施工により行われる丁事であること
- (4) 1箇所当たりの事業費が1万円以上であること

提出書類

- (1) 実施計画書、交付申請書、実績報告書、精算請求書
- (2)被災現場の位置図
- (3) 被災写真、復旧工事中及び復旧後の写真、外注の場合は見積書や請求書 地元施工の場合は積算根拠の書類